

「公募型プロポーザル方式(建設工事)」公告

山梨県企業局は、次の工事を公募型プロポーザル方式(建設工事)により行いますので、参加資格等について、次のとおり公告します。

平成28年9月15日

山梨県公営企業管理者 一 瀬 文 昭

1 工事概要等

- (1) 工 事 名 米倉山太陽光発電所PR施設CLT材利用屋外休憩施設建設工事(以下「対象工事」という。)
- (2) 工事番号 電気委 16-0008
- (3) 施工場所 山梨県甲府市下向山地内
- (4) 目 的 山梨県企業局60周年記念事業の一環として、米倉山太陽光発電所PR施設の快適性の向上を図りつつ、県産木材の利用促進に資するため、県産材を用いたCLT材により休憩施設(サンシェードテラス)等を建設する。
- (5) 工事内容 ・サンシェードテラス 1 棟(157.5㎡)
・ふれあいスクエア 1 棟(9㎡)
- (6) 工 期 契約締結の日の翌日から平成29年3月15日まで
- (7) 予定価格 58,298,400円(税込、税率8%)
- (8) 設計受託者 (株)雨宮建築設計事務所(甲府市上石田4-7-7)

2 対象工事に参加する者に必要な要件

山梨県における建設工事の競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、この公告の日から契約締結の日までの間((5)、(6)、(8)及び(9)にあつては、それぞれに定める期間)に、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。なお、確認のための資料を求めない参加資格については、参加表明書の提出時に当該要件を満たしていることを誓約したものとみなす。

- (1) 対象工事に必要な次の要件を満たす者であること。
 - ① 山梨県建設工事入札参加資格「建築一式」に登録があること。
 - ② 本店所在地が山梨県内であること。
 - ③ 平成28年2月1日の直前に終了する経営事項審査における総合評定値が890点以上であること。
 - ④ 請負額5千万円以上の建築一式工事の施工実績(元請として請負い平成13年4月1日以降に完成引渡し済みの工事を対象とする。)を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。また、業務実績の対象とする発注機関は、別紙3「発注機関一覧表」に掲げるものに限る。

- ⑤ 監理技術者資格者証を有する一級建築施工管理技士を配置すること。また、配置する技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加の表明を行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)がなければならず、当該配置技術者の工期途中での交代は、死亡、傷病、退職等、山梨県企業局電気課長が認める理由のほかは、原則として認めない。
- ⑥ ISO9001の認証(登録範囲に対象工事の内容を含んでいること。)を取得していること。なお、認証については、(公財)日本適合性認定協会(以下「JAB」という。)又はJABと相互認証している機関に認定されている審査登録機関の認証でなければならない。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づき山梨県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 特定建設工事共同企業体による場合は、山梨県共同企業体取扱要綱(昭和63年4月1日施行)第3章に定める共同企業体であること。
- (5) 公告の日の6月前の日以降に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (6) 公告の日の2年前の日以降に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされた者については、当該手続開始の決定の後に山梨県建設工事等入札参加資格に係る再認定取扱要領(平成19年6月20日施行)により入札参加資格の再認定を受けた者であること。
- (8) 公告の日以降に、山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成26年12月1日施行。以下「指名停止等措置要領」という。)に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (9) 公告の日の1月前以降に山梨県発注工事において55点未満の工事成績評定通知を受けていない者であること。
- (10) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本又は人事面において関連のある者でないこと。
- (11) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

3 様式の配布

本件公告に係る様式を次のとおり配布する。

(1) 配布期間

平成28年9月15日(木)から平成28年9月26日(月)まで

(2) 配布方法

山梨県企業局電気課ホームページからダウンロードすること。

URL <http://www.pref.yamanashi.jp/kg-denki/>

(3) 配布様式

- ① 公告文
- ② 別紙1「設計図書」
- ③ 別紙2「設計参考資料」
- ④ 別紙3「発注機関一覧表」
- ⑤ 別紙4「建設工事請負契約書」
- ⑥ 別紙5「辞退届」
- ⑦ 参加表明書等(様式1号、2号)
- ⑧ 技術提案書等(様式7号、8号)
- ⑨ 入札書(様式9号)

4 参加表明及び技術提案の手続等

(1) 参加表明書等の提出期間、提出方法等

① 提出期間

平成28年9月16日(金)から平成28年9月26日(月)までの、山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

② 提出方法

山梨県企業局電気課あてに郵送(期日までに配達されるものに限る。)又は持参により提出すること。

③ 提出書類

参加表明書等(様式1号、2号及び添付資料)

※ 配置予定技術者については、複数の候補技術者を提出できる。また、参加表明書提出時に施工中の工事に係る候補技術者も配置予定技術者として提出できる。

④ 参加資格についての通知

参加表明書等の受付終了後、要件を満たしているか審査を行い、参加表明書等の提出者に対して、郵送により通知する。〔平成28年9月29日(木)発送予定〕

⑤ 非該当理由に関する事項

1) 参加資格要件を満たしていないとされた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(県の休日を含まない。)以内に、山梨県企業局電気課長に対して、書面(様式自由)により、非該当理由について説明を求めることができる。

2) 1)の回答は、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(県の休日を含まない。)に行う。

(2) 技術提案書等の提出期間、提出方法等

参加資格要件を満たしているとされた者は、技術提案書、技術資料及び入札書を次により提出しなければならない。

① 提出期間

平成28年9月30日(金)から平成28年10月7日(金)までの、県の休日を除く毎日、

午前9時から午後5時まで。

② 提出方法

山梨県企業局電気課あてに郵送(期日までに配達されるものに限る。)又は持参により提出すること。

③ 提出書類

- 1) 技術提案書等(様式7号、8号及び添付資料)
- 2) 入札書(様式9号)

5 技術提案

対象工事において技術提案を求める項目は、次のとおりである。

<項目1>

対象工事は、施行事例が少ないCLT材を使用する特殊な工事であり、更にCLT材については、県産木材を調達し、ラミナの製造とCLTパネルへの加工を行った後、現場へ搬入し組み立てる等の複雑な工程を経ることから、材料の調達や品質管理の方法等について、適切な施工計画の提案を求める。

※ 本項目については、技術資料(様式8号)とは別に、工程表(A3版1枚、様式自由)を提出すること。

<項目2>

CLTパネルの脚部とコンクリート基礎を接合するためのアンカーボルト等の施工については、特に高い精度による施工が必要となるが、現地でのコンクリート基礎の施工やCLTパネルの組立等における具体的な施工管理及び施工精度の確保の方法について、技術的な提案を求める。

<項目3>

米倉山の施工現場は、既設の遊歩道等の中にあり、作業スペースに制限がある中で高い精度による施工が必要となるため、その条件における、工事車両や建設用機械の配置、施工手順等について、効率的な施工計画の提案を求める。

6 入札手続等

入札書は、封書に入れて密封し、その封書の表に氏名(法人の場合は、その商号又は名称)及び「米倉山太陽光発電所PR施設CLT材利用屋外休憩施設建設工事の入札書在中」と朱書きすること。

- (1) 入札書において使用する言語は日本語に限るものとし、入札金額は日本国通貨による表示に限るものとする。
- (2) 入札書には、自己の見積った契約希望価格から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を記載すること。なお、入札書に記載された金額に当該金額に係る消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を落札価格とする。
- (3) 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 虚偽の申請を行った者のした入札
 - ② 不正行為が判明した入札
 - ③ 記名押印又は署名を欠く入札
 - ④ 金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札
 - ⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
 - ⑥ 開札時において、本件公告に掲げる参加資格のいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札
 - ⑦ 前各号に定めるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- (4) 本件入札には、最低制限価格を設けている。
- (5) 入札保証金は、免除する。

7 開札

- (1) 実施期日 平成28年10月18日(火)(予定)
- (2) 実施場所 山梨県企業局大会議室
- (3) 実施方法 入札執行業務に関係のない職員2名を立ち合わせて行う。

8 技術提案書等に関するヒアリング

技術提案書等に関するヒアリングを次のとおり実施する。

- (1) 実施期日 平成28年10月18日(火)(予定)
※ 詳細は、対象者に別途通知する。
- (2) 実施場所 山梨県企業局大会議室(山梨県庁北別館5階)(予定)
- (3) 注意事項
 - ① ヒアリングは、1事業者当たり30分とし、提出した技術資料の説明15分、質疑応答15分とする。
 - ② 出席者は、1事業者につき3名以内とし、提出した技術資料の説明及び質疑応答は、配置予定技術者が行うものとする。
 - ③ ヒアリングの際、資料を追加することは認めない。

9 技術提案書等の審査及び落札者の決定等

- (1) 提出された技術提案書等の評価及び審査並びにヒアリングは、山梨県企業局に設置する技術評価委員会が実施する。
- (2) 技術評価委員会は、技術提案の評価に基づく技術点及び入札価格に基づく価格点の合計点数が最も高い者を落札者として選定し、山梨県企業局は、技術評価委員会の選定に基づき、技術提案の評価、入札価格等を総合的に審査し、最も優れた提案を行った者を落札者として決定する。
- (3) 落札者の決定後、落札者に不正行為が判明したときは、落札を取り消す。

10 採点基準等

(1) 配点について

- ① 技術点の配点は75点、価格点の配点は25点、合計100点とする。
- ② 技術点については、技術提案を求める項目1～3について各25点とする。

(2) 技術提案の評価について

- ① 技術提案は、技術提案を求める3項目について、それぞれ「適合性」、「明確性」及び「信頼性」の観点から絶対評価を行う。
- ② 「適合性」は、技術要件に対する妥当性を有し、内容が合理的かつ適切と認められるか否かについて評価を行う。
- ③ 「明確性」は、技術要件に対する具体的な方法や条件が明示されており、曖昧でないか否かについて評価を行う。
- ④ 「信頼性」は、実現方法の信頼性を担保できる具体的な事例、手法、条件、他方式との比較等が示されているか否かについて評価を行う。

11 技術提案書等の審査結果の通知

- (1) 技術提案書等の審査結果について、技術提案書等の提出者に対して、郵送により通知する。〔平成28年10月21日(金)(発送予定)〕
- (2) 技術提案書等の提出者のうち落札者以外の者(以下「非落札者」という。)は、前項の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内(県の休日を含まない。)に、山梨県企業局電気課長に対して、書面(様式自由)により、採用されなかった理由について説明を求めることができる。
- (3) 前項の回答は、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(県の休日を含まない。)に行う。

12 契約手続等

- (1) 落札者は、別紙4「建設工事請負契約書」に記名押印又は署名し、山梨県企業局が別に指示する場合を除き、落札者決定の通知を受けた日の翌日から起算して3日以内(県の休日を含まない。)に、山梨県企業局電気課へ提出しなければならない。この場合において、当該期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。
- (2) 落札者が、契約締結までの間に本件公告に掲げる参加資格のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。
- (3) 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (4) 落札者が契約を締結しないとき又は落札者に不正な行為があつて落札を取り消したときは、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (5) 落札者が契約を締結した場合において、当該落札者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)、刑法(明治40年法律第45号)第96

条の3若しくは第198条若しくは契約条項に違反する行為又は地方自治法施行令第167条の4第2項第2号に該当する行為を行ったと認められるときは、契約を解除することがある。

13 支払条件

(1) 前金払

適用する。金額は、契約金額の4割以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

(2) 中間前金払

適用する。金額は、契約金額の2割以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

(3) 部分払

適用する。ただし、山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号)第115条第2項の規定による回数範囲とする。

14 失格

次の各号のいずれかに該当すると認められる入札者又は落札者は、失格とする。

(1) 予定価格を上回る入札を行った者

(2) 最低制限価格を下回る入札を行った者

(3) 技術評価委員会の委員その他本件入札の関係者に対し、工作等不当な活動を行ったと認められる者

(4) 契約の締結までの間に、社会的信用を失墜させる行為が判明した者

15 本件公告に関する問い合わせ

(1) 受付期間

平成28年9月16日(金)午前9時から平成28年9月26日(月)午後5時まで

(2) 受付方法

質問内容を簡潔に記入の上、電子メールにより質問すること。なお、電子メールの着信確認は、送信者の責任において行うこと。

(3) 回答予定日

原則として、電子メールの受信後2日以内(県の休日を含まない。)

(4) 回答方法

質問に対する回答は、電子メールにより行う。なお、必要に応じて、山梨県企業局電気課ホームページで公表する。

16 その他

(1) 本件公告に定めのない事項については、山梨県企業局財務規程(昭和41年山梨県企業局管理規程第37号)に基づいて行う。

(2) 落札者が提出した技術提案書等のうち対象工事に関する部分の権利は、山梨県企業局に属するものとする。ただし、落札者が他の建設工事等でその成果を使用することを妨

げない。

- (3) 非落札者の技術資料は、落札者と契約を締結後、速やかに返却する。
- (4) 本件公告に関する説明会は行わない。
- (5) 参加表明書等及び技術提案書等の作成、提出及びヒアリングに要する費用は、提出者の負担とする。
- (6) 提出資料等に虚偽の記載をした場合は、当該資料等を無効にするとともに、指名停止等措置要領に基づき指名停止を行うことがある。
- (7) 対象工事に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合は、契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (8) 他の低入札調査基準価格を下回った価格で落札した工事に配置している専任技術者及び追加技術者は、対象工事の配置予定技術者との兼務は認めない。また、現場代理人についても対象工事の現場代理人との兼務を認めない。
- (9) 災害その他の事情により、契約手続の実施が困難となった場合は、本件公告に関する手続を延期することがある。
- (10) 参加資格要件を満たしているとされた者が技術提案書等の提出を辞退する場合は、辞退届(別紙5)を提出すること。なお、辞退届の提出者は、これを理由として以後に不利益な扱いを受けるものではない。

17 問い合わせ及び書類の提出先

山梨県企業局電気課研究開発担当

郵便番号 400-8501

住所 山梨県甲府市丸の内1-6-1

電話 055-223-5390(直通)

FAX 055-223-5393

E-mail kg-denki@pref.yamanashi.lg.jp